

安全法令ダイジェスト 改訂第5版

ポケット版 2014年1月24日第3刷 訂正箇所

テキスト版 2014年1月17日第3刷 訂正箇所

※ポケット版テキスト版とも4刷より反映

■お詫びと訂正

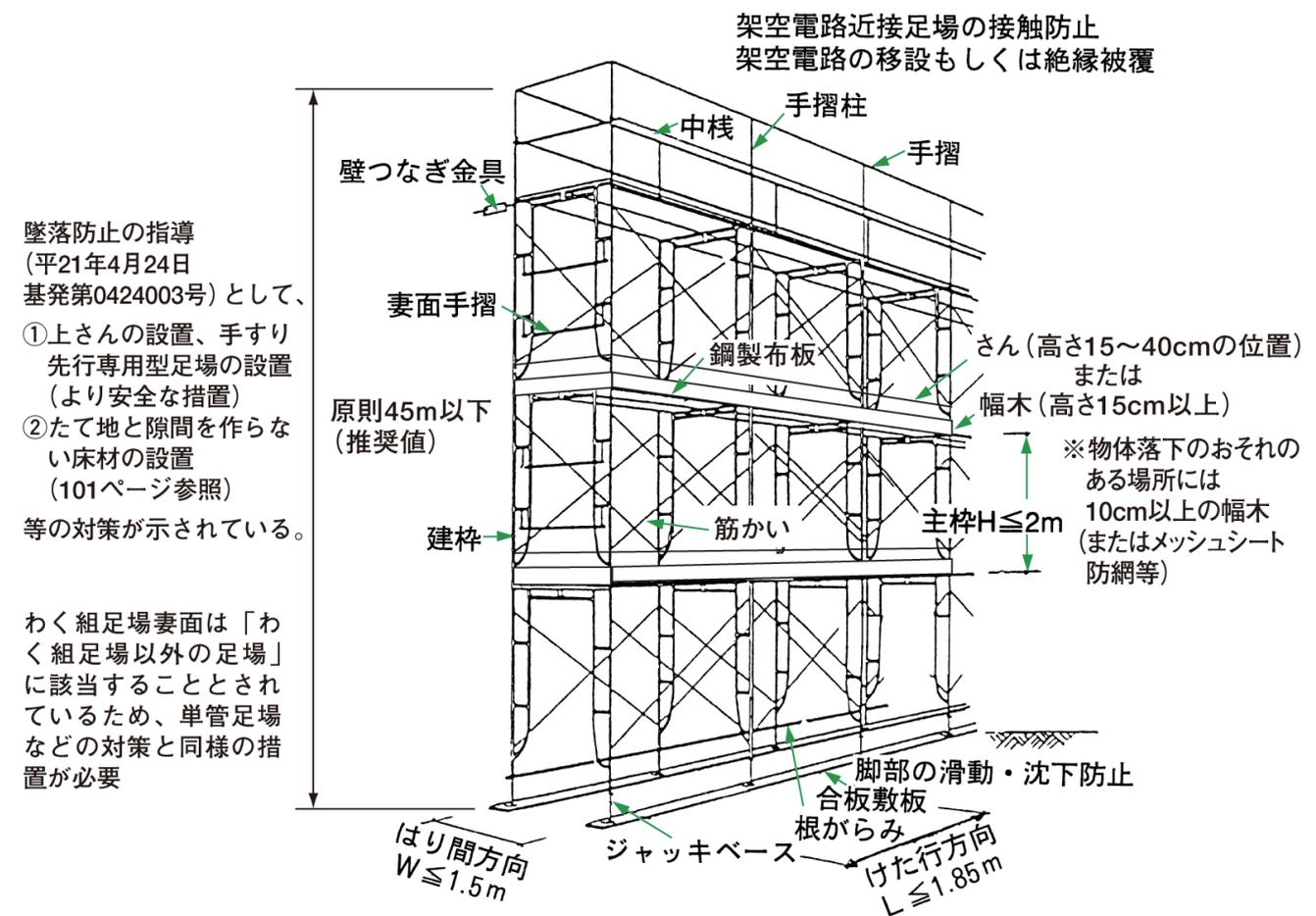
本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 102 足場イラスト

①妻面への幅木・さんの追加

②左解説部分に以下の文言を追加

『わく組足場妻面は「わく組足場以外の足場」に該当することとされているため、単管足場などの対策と同様の措置が必要』



P 115 左イラスト 解説

以下の文言を削除

『（1 スパン毎）』

P 182 1 行目

【誤】

石綿含有製品※の製造については、平成 16 年 10 月 1 日より完全に禁止されたが、

【正】

石綿含有製品※の製造については原則禁止されているが、

P 182 6 行目

文末に以下の文言を追加。

『（平成 26 年 6 月 1 日改正）』

P 182 上段 事前調査<石綿則 3 条>

【誤】

- 解体等（含む封じ込め、…

【正】

- 解体等（含む石綿則 10 条の封じ込め、…

P 182 中段 作業場所の隔離等<石綿則 6 条>

【誤】

- 隔離、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用、作業場所を負圧に保持、作業場前室の設置
- 石綿の粉じん処理、隔離解除前の湿潤化

【正】

- 1. 隔離 2. ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置・廃棄 3. 前室・洗身室・更衣室の設置 4. 前室を負圧に保持・点検 5. 負圧の確認ができないときは集じん・排気装置の増設等 6. 廃棄口で漏えいの有無点検 7. 漏えい時は補修

P 182 中段

『立入禁止<石綿則 7 条 1 号>』の項目の下に『石綿暴ろのおそれがある業務に係る措置<石綿則 10 条>』の項目を追加。

⇒ 石綿暴ろのおそれがある業務に係る措置<石綿則 10 条>

- 吹付け石綿、保温剤、耐火被覆材等が損傷、劣化し、石綿暴ろのおそれがあるときは封じ込め・囲込み等の措置

P 206 表 5 行目

【誤】

ずい道等の履工作業

【正】

ずい道等の覆工作業

P 211 15 行目

【誤】

①建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施工規制第 14 の 2 に掲げる事項

【正】

①建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 の 2 に掲げる事項

P 274 索引 ふ行

以下の文言を追加

『 粉じんマスク……………200 』